

## 埼玉労働局提出資料

〔 第14回トラック輸送における取引環境・労働時間改善埼玉県地方協議会 〕

# 1 時間外労働の上限規制と改正改善基準告示の概要

# トラックドライバーの時間外労働の上限規制

R 6 年 3 月 31 日まで

上限なし

大臣告示（限度基準告示）の適用なし



R 6 年 4 月 1 日以降

改正された「改善基準告示」も2024年4月から適用されている

## トラックドライバーの時間外労働の上限規制

法律による上限

特別条項（例外）

年 960 時間

法律による上限

限度時間（原則）

✓ 月 45 時間  
✓ 年 360 時間

法定労働時間

✓ 1 週 40 時間  
✓ 1 日 8 時間

時間外労働

1 年間（12 か月）

## （参考）一般の業種の時間外労働の上限規制

（原則）

法律による上限  
✓ 月 45 時間  
✓ 年 360 時間

（例外）

法律による上限  
（年 6 か月まで）

✓ 年 720 時間  
✓ 複数月平均 80 時間 \*  
✓ 月 100 時間未満 \*

\* 休日労働を含む

特別条項

限度時間

法定労働時間

1 年間（12 か月）

# トラックドライバーに適用される「改善基準告示」の主な内容



2024年3月31日まで

2024年4月1日以降

1年の拘束時間

3,516時間以内

原則 :3,300時間以内  
例外(1) :3,400時間以内

1か月の拘束時間

293時間以内  
労使協定により、年6か月まで320時間まで延長可

原則 :284時間以内  
例外(1) :310時間以内(年6か月まで)

1日の休息期間

継続8時間以上

原則 :継続11時間与えるよう努めることを基本とし、  
9時間を下回らない

例外：  
宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(2)、継続8時間以上(週2回まで)  
休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える

運転時間

2日平均1日当たり  
9時間以内  
2週平均1週当たり  
44時間以内

2日平均1日当たり 9時間以内  
2週平均1週当たり 44時間以内

連続運転時間

4時間以内  
運転の中断は、  
1回連続10分以上、  
合計30分以上

4時間以内  
運転の中断時には、原則として休憩を与える  
(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上)

例外：  
SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、  
4時間30分まで延長可

1 労使協定により延長可( を満たす必要あり)  
284時間超は連続3か月まで。  
1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

他にも特例等について定めあり。  
詳細はパンフレットを参照。





## 2 埼玉労働局における取組

# トラックドライバーの働き方改革の推進に向けた埼玉労働局の主な取組

- 厚生労働省においては、以下の取組により、法令の周知のほか、取引慣行の改善に向けて、荷主に協力を得るための取組を進めながら、働き方改革に取り組むトラック事業者への支援を行っている。

## 法令の周知の取組

- 労働局・労働基準監督署において、道路貨物運送事業者を対象に時間外労働の上限規制及び改善基準告示の改正内容等について説明会を実施

令和6年度実績：計21回 参加者219名（令和7年2月末時点速報値）

## 取引慣行の改善に向けた取組

- 労働基準監督署による荷主への要請
- トラック・物流Gメンへの協力
- 国土交通省と連携した周知広報

## トラック事業者を支援する取組

- 働き方改革推進支援助成金による支援
- 働き方改革推進支援センターによる支援

# 荷主特別対策チーム

- 令和4年12月23日の改善基準告示の改正に伴い、都道府県労働局に「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を開始した。

## 荷主特別対策チームの概要

### 1. トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成されています

「荷主特別対策チーム」は、都道府県労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する都道府県労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成しています。

### 2. 労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します

労働基準監督署が、発着荷主等に対し、長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請します。

### 3. 都道府県労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます

都道府県労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを行います。

### 4. 長時間の荷待ちに関する情報を収集します

厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」( )を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行います。



厚生労働省  
埼玉労働局

Press Release

令和4年12月23日(金)  
【照会先】  
埼玉労働局労働基準部監督課  
監督課長 櫻村 竜太  
主任監査監督官 生木谷 忠司  
電話番号 048-600-6204

報道関係者 各位

改善基準告示の改正に伴い「荷主特別対策チーム」を編成しました  
～埼玉労働局にトラック運転者のための特別チームが発足～

厚生労働省は、本日、「改善基準告示」（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号））を改正（※）しました。※適用は令和6年4月1日。  
トラック運転者の方の長時間労働の是正のため、埼玉労働局（局長 久知良 俊<sup>二</sup>）では、発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請とその改善に向けた働きかけを行うことを目的とした「荷主特別対策チーム」を編成しました。

道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、「荷主特別対策チーム」が、発着荷主等に対して要請と働きかけを行うこととしました。

埼玉労働局では、改正された改善基準告示を広く周知するほか、こうした取組を通じて、トラック運転者の方が健康に働くことができる環境整備に努めてまいります。

【荷主特別対策チームの概要】

- トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成されています  
「荷主特別対策チーム」は、埼玉労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成しています。
- 労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します  
県内の労働基準監督署（8署）が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請します。
- 埼玉労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます  
埼玉労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを行います。
- 長時間の荷待ちに関する情報を収集します  
厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」(※)を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行います。

※URL: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/nimachi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/nimachi.html)

1

URL [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/nimachi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/nimachi.html)

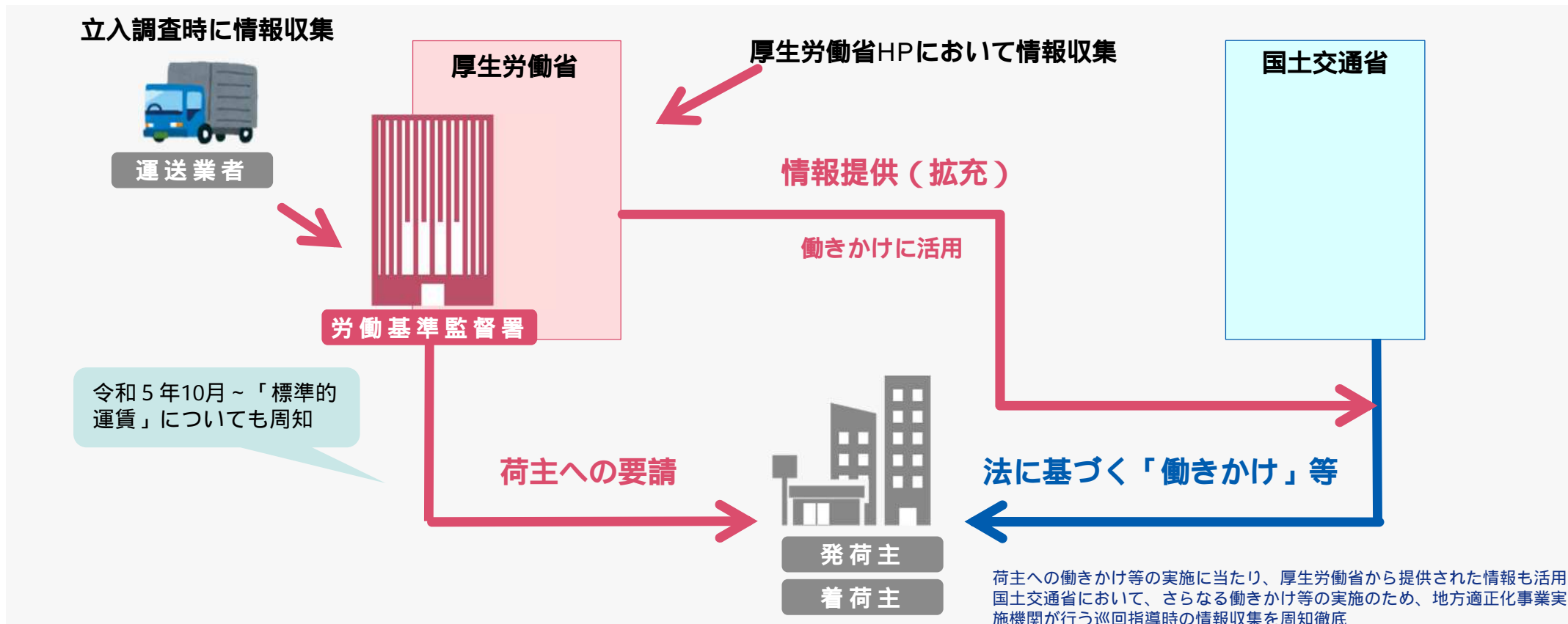
# 労働基準監督署による荷主への要請

## 労働基準監督署による要請（令和4年12月23日～）

- ▶ **荷主企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請**  
（要請の内容）長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。  
運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。
- ▶ 対象企業選定にあたり、**厚生労働省HPや立入調査時に収集した情報**を活用

埼玉労働局	令和6年4月～令和7年2月
実施件数	約280件

**国土交通省にも情報提供**





# 「ストップ！長時間の荷待ち」の改定

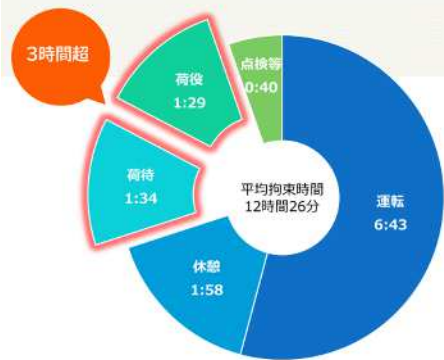
- 荷主等に対して、長時間の荷待ちの改善を更に促していくために、労働基準監督署による荷主への要請時に用いるリーフレット「STOP！長時間の荷待ち」を、最新の施策を踏まえて大きく改定した。

荷主・元請運送事業者の皆さまへ



物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動  
 なくなてはならないものです。

## トラックドライバーの拘束時間の内訳



出典：国土交通省「トラック輸送状況の実態調査（R2）」

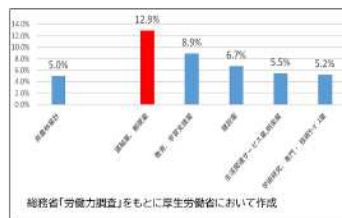
トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、**荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。**

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署  
 国土交通省 地方運輸局・地方運輸支局

荷主の皆さまに向けてお役立ち情報発信中。詳しくはこちら  
[トラックポータルサイト](#)  
 「改善基準告示」の解説動画も公開中!!

他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

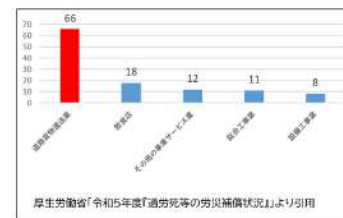
月末1週間の就業時間が60時間以上の  
 雇用の割合※（R5年、上位業種）



※ 雇用のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合

道路貨物運送業は、他の業種よりも、  
 長時間労働となっている方の割合が  
 高くなっています。

脳・心臓疾患の労災支給決定件数  
 （R5年度、上位業種）



厚生労働省「令和5年度「過労死等の労災補償状況」より引用

道路貨物運送業は、脳・心臓疾患の  
 労災支給決定件数が  
 最も多くなっています。

こうした長時間労働の背景には昔からの取引慣行など  
 トラック運送事業者の努力だけでは見直し困難なものもあります。

このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難に

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生  
 などにより、危機的状況との指摘もあります。



何も対策をしなければ、  
**2030年には34%の輸送力が  
 不足するかもしれません。**

トラックGメンによる「働きかけ」等の中で、  
 荷主都合による「長時間の荷待ち」  
 「契約にない附帯業務」を合計すると、  
 約7割を占めます

国土交通省による「働きかけ」等における  
 違反原因行為※の割合（R6.6.30時点）



※ 貨物自動車運送事業法等に違反する原因となるおそれのある行為

こうした状況を踏まると、  
 発着荷主の皆さまにも長時間の  
 荷待ち等の削減に向けた取組を  
 行っていただくことが必要です。



# 「ストップ！長時間の荷待ち」の改定

- 本リーフレットにより、改正物流法や、標準的運賃についても併せて周知している。

## 発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

### 1 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

#### 取組例

- ・予約受け付けシステムの導入(発着荷主共通)
- ・パレット等の活用(発着荷主共通)
- ・納品リードタイムの確保(着荷主)
- ・運送を考慮した出荷時刻の設定(発荷主) など

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」(2023年6月)



運送契約を締結するにあたっては、契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない附帯作業等を命じることがないようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

パンフレット  
「荷役作業での労働災害を防止しよう！陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内



### 2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間等を定めた改善基準告示を遵守しなければなりません。運送業務の発注を担当される方にも、改善基準告示を知ってもらい、トラックの安全な走行の確保のためにも、改善基準告示に配慮した着時刻・納品期日の設定・発注をお願いします。

パンフレット  
「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」



※改善基準告示について、詳細はパンフレットをご覧ください。  
ご不明な点は最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間適正化指導員へお問い合わせください。

## 「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。2024年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。

荷主、元請運送事業者の皆さまも、

「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省  
「トラック輸送の新たな「標準的運賃」が告示されました」



## 「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しています。こうした中、同年5月に、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正等を進める改正物流法が公布されました。

改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主(発荷主・着荷主)と物流事業者に対し、荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置について努力義務が新たに課せられます。また、トラック事業者の取引に対しては、運送契約締結時の書面交付や実運送体制管理の作成等の義務が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、物流の生産性向上・適正化に向けた

「改正物流法」についてご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省  
「改正物流法」について



## お問い合わせ

荷待ち時間の見直しにあたっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。  
ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		



# 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトのリニューアルと周知

- 荷主、トラック事業者によりわかりやすく情報発信を行っていくため、自動車運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイトに新たなコンテンツ「物流情報局」を設けた。
- 労働基準監督署による荷主要請などあらゆる機会を活用して、以下のリーフレットにより周知している。



荷主の皆さま、トラック運送事業者の皆さまへ

## 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをリニューアルしました！

「物流情報局」OPEN



2024年4月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が成立するなど、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減に向けた対策が本格化しています。

こうした状況を踏まえ、「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」内に「物流情報局」を開設しました。



物流情報局では、荷主の方、トラック運送事業者の方が協力して荷待ち・荷役時間の削減に取り組めるよう、最新の情報を発信していきます！！

物流情報局では、このような情報を発信しています。



労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」

- 荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応
  - 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
  - 標準的運賃
  - トラックGメン など
- 今後施行される法令のポイント
  - 改正物流法、関係省令 など
- トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先
  - 働き方改革推進支援センター など

今後も最新情報に更新していきます！ぜひご覧ください！

## 自動車運転者の時間外労働の上限規制（2024年4月適用開始）

法律による上限 <b>特別条項（例外）</b>	年960時間	時間外労働
法律による上限 <b>限度時間（原則）</b>	✓ 月45時間 ✓ 年360時間	
<b>法定労働時間</b>	✓ 1週40時間 ✓ 1日8時間	

1年間（12か月）

## 改正された改善基準告示の主な内容（2024年4月適用開始）

トラック運転者について	2024年3月31日まで	2024年4月1日以降
<b>1年の拘束時間</b>	3,516時間以内	原則： <b>3,300時間以内</b> 例外（※1）： <b>3,400時間以内</b>
<b>1か月の拘束時間</b>	293時間以内 労協定により、年6か月まで320時間まで延長可	原則： <b>284時間以内</b> 例外（※1）： <b>310時間以内</b> （年6か月まで）
<b>1日の休息期間</b>	継続8時間以上	原則： <b>継続11時間与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない</b> 例外： 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える

※1 労協定により延長可（①②を満たす必要あり）  
① 284時間超は連続3か月まで。  
② 1か月の時間外・休日労働時間が100時間未満となるよう努める。

※2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所外の場合におけるものである場合

改善基準告示について、詳しくはこちらをご覧ください。▶



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトはこちら▶  
「トラックポータルサイト」  
「改善基準告示」の解説動画も公開中!!

改善基準告示についても、解説テキストと解説動画を掲載して周知している。

## トラック運転者

令和6年4月改正改善基準告示版

労働時間等の改善のための基準  
学習テキスト

## 解説動画

この学習テキストの動画は、令和5年度に作成していますが、「令和6年4月から適用される見直し後の改善基準告示」を前提として作成をしています。

労働時間等の改善のための基準  
学習テキスト

（解説動画）

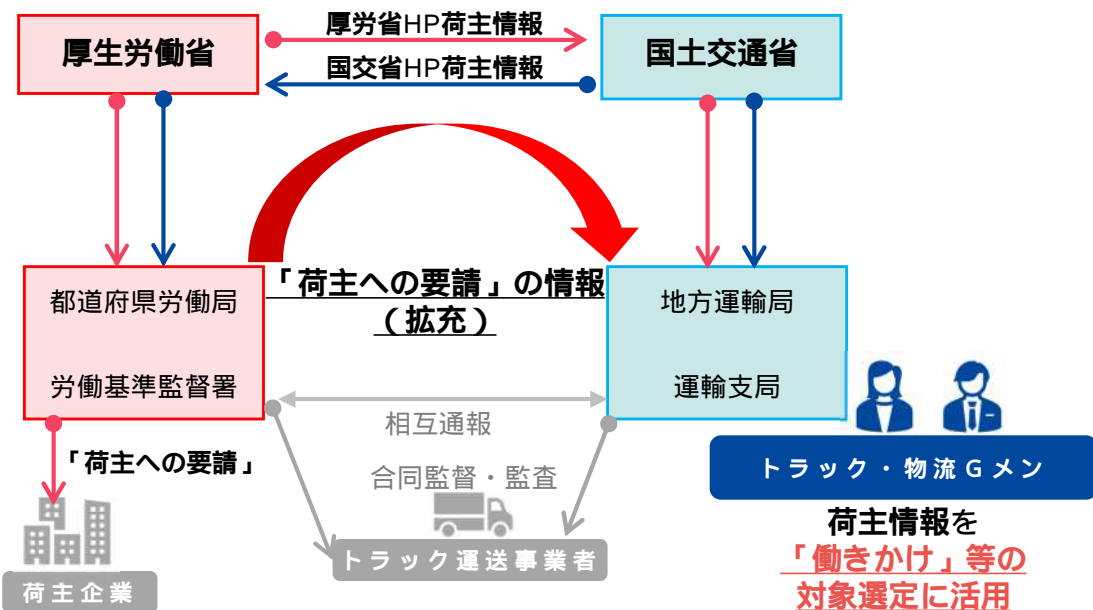


# 「トラックGメン」（現「トラック・物流Gメン」）設置に伴う国土交通省との連携強化（令和5年10月～）

## 荷主情報提供の運用強化

現行の国土交通省への荷主情報提供に加え、

- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、「荷主への要請」を実施した荷主の情報を、広く国土交通省に提供し、「トラック・物流Gメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用



## 「標準的な運賃」の周知強化

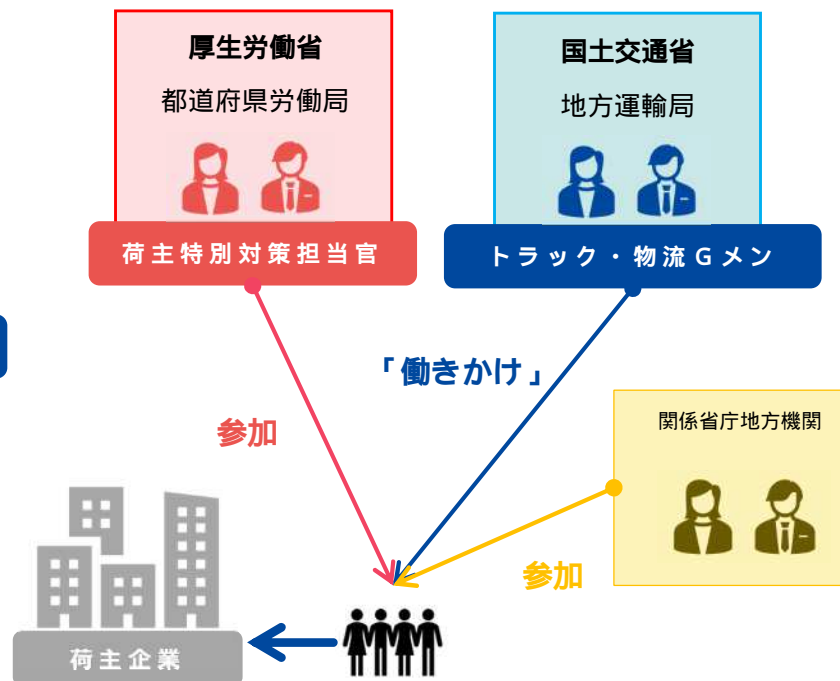
労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、

- トラック法に基づく「標準的な運賃」も周知

## トラック法に基づく「働きかけ」の連携強化

荷主企業に対し、新たに、

- 国土交通省のトラック・物流Gメン+関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる場合は、都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加





# 国民向け周知広報について（令和5年6月28日～）

- 自動車運転者、建設の事業等で、時間外労働の上限規制が遵守されるようにするためには、取引慣行上の課題などを改善していくことが必要。
- このためには、国民の理解や社会的な機運の醸成が不可欠となることから、令和5年6月以降、国民向けの広報を順次実施している。

## 【イメージキャラクター】小芝風花さん（俳優）



## 国民向け広報内容（PRイベントの開催、動画、ポスターの作成など）

- 自動車運転者・建設の事業で働く方について、荷主や発注者等の都合で長時間労働になるケースがあること。
- 自動車運転者・建設の事業での働き方を変えていくために、荷主、発注者、そして国民にもできることのご協力をいただきたいこと。（例：再配達の削減など）



## PRイベント（令和5年6月28日開催）

加藤厚生労働大臣（当時）、斉藤国土交通大臣（当時）がご出席。

### 主な広報実施事項

- ・全国主要駅にポスターを掲載
- ・電車内ビジョンで広告を放映
- ・全国でテレビCMを放映

# 働き方改革PR動画「はたらきかたススめ ver.2 (トラック編)」

- トラックドライバーの働き方改革の実現のため、厚生労働省では、国土交通省と連携して働き方改革PR動画を通じて、荷主に向けて荷待ち時間削減、荷役作業効率化に向けた協力を呼びかけている。



2代目イメージキャラクター  
労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」

## 動画のポイント (知っていただきたいこと)

- トラックドライバーにとっては、荷物の積み下ろしの際の待機時間が負担となっており、荷主の立場から何も対策をしなければ、2030年度には約34%の輸送能力が不足する可能性があると言われていること。
- 荷主の方には、荷待ち時間の削減のため、適切な貨物の受取・引渡し日時の指定、予約システムの導入などの取組をお願いしたいこと。
- また、荷物の積みおろし作業の効率化のためにも、パレットの導入などの工夫を進めていただきたいこと。
- さらに、トラックドライバーの処遇改善に向けて、「標準的運賃」を参考に運賃や荷待ち・荷役作業等の料金などの見直しもご検討いただきたいこと。
- また、一般国民の立場においても、なるべく再配達にならないような配慮をお願いしたいこと。



←荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化に向けた取組を解説

標準的運賃も周知→





## 働き方改革推進支援助成金

令和7年度当初予算案 92億円（71億円）（）内は前年度当初予算額

実施主体：都道府県労働局 令和5年度支給件数 4,095件 支給額 50億円

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	

## 1 事業の目的

生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。  
建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

## 2 事業の概要・スキーム

コース名		成果目標	助成上限額 1、2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））
業種別課題対応コース （長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成）	建設事業	36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減	～ の何れかを1つ以上 ：250万円（月80H超 月60H以下）等、 ：150万円（11H以上）等、
	自動車運転の業務	年休の計画的付与制度の整備	・：各25万円、 ：100万円（4週4休 4週8休）等
	医業に従事する医師	時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 新規に勤務間インターバル制度を導入	～ の何れかを1つ以上 ：250万円（月80H超 月60H以下）等、 ：170万円（11H以上）等
	砂糖製造業 （鹿児島県・沖縄県に限る）	自動車運転の業務は10時間以上 その他は9時間以上	～ 又は の何れかを1つ以上 ：250万円（月80H超 月60H以下）等、 ：170万円（11H以上）等、 ：50万円
	その他長時間労働が認められる業種	所定休日の増加 医師の働き方改革の推進 勤務割表の整備	～ 又は の何れかを1つ以上 ：250万円（月80H超 月60H以下）等、 ：150万円（11H以上）等、 ：350万円
労働時間短縮・年休促進支援コース （労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成）		36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 年休の計画的付与制度の整備 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	～ の何れかを1つ以上 ：150万円（月80H超 月60H以下）等、 ・：各25万円
勤務間インターバル導入コース （勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成）		新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること	勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・9～11H：100万円 ・11H以上：120万円
団体推進コース （傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）		事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	上限額：500万円（複数地域で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）等の場合は1,000万円）

助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）：就業規則の作成・変更、労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入・更新、労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新（月60時間を超える時間外労働が恒常的に認められる企業に対しては、乗用自動車及びPCに係る助成対象の要件を一部緩和）、人材確保に向けた取組  
（団体推進コースは、市場調査、新ビジネスモデルの開発、実験、好事例の周知、普及啓発、セミナーの開催、巡回指導、相談窓口の設置等）

- 賃上げ加算制度あり（団体推進コースを除く）：賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成上限額を更に6万円～最大60万円加算（5%以上（24万円～最大240万円加算）7%以上（36万円～360万円加算））。なお、常時使用する労働者数が30人以下の場合の加算額は2倍。
- 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

# 働き方改革推進支援助成金

●業種別課題対応コースによる支援は令和7年度も実施予定。

## 令和6年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（運送業）のご案内

令和6年4月1日に、自動車運転の業務にも、**時間外労働の上限規制が適用されました。**  
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご利用ください。

### 課題別にみる助成金の活用事例

**企業の課題**

運送業務を効率化し、労働時間を削減したい！

**助成金による取組**

積載量の多いトレーラーを導入

**改善の結果**

一度で多くの荷物を運べるようになったことで、労働時間が削減された。

**企業の課題**

運行に伴う事務作業を効率化し、労働時間を削減したい！

**助成金による取組**

デジタル式運行記録計を導入

**改善の結果**

運転日報や出勤簿の作成が自動化されたことにより、労働時間が削減された。

**生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!**

### ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出  
(締切: 11月29日(金))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施  
(事業実施は 令和7年1月31日(金)まで)

労働局に支給申請  
(申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または令和7年2月7日(金)のいずれか早い日となります。)

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月29日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

**助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。**

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。

電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら  
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)

## 業種別課題対応コース（運送業）の助成内容

対象事業主	助成額																																																
以下のいずれにも該当する事業主です。 1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第140条第1項に定める自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主(※1)であること。 2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。 3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。 4. 下記「成果目標」④を選択する場合は、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること。 など	左記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。 <b>【助成額最大950万円】</b>																																																
<p><b>助成額</b></p> <p>以下のいずれか低い額</p> <p>Ⅰ 以下1～4の上限額及び5の加算額の合計額</p> <p>Ⅱ 対象経費の合計額×補助率3/4(※5)</p> <p>(※5) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で④から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5</p>	<p><b>【Ⅰの上限額】</b></p> <p>1. 成果目標①の上限額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">事業実施前の設定時間数</th> <th style="background-color: #90EE90;">事業実施後の設定時間数</th> <th style="background-color: #90EE90;">助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場</td> <td>現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定</td> <td>時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月60時間以下に設定</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月60時間以下に設定</td> <td>—</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 成果目標②の上限額: 25万円</p> <p>3. 成果目標③の上限額: 25万円</p> <p>4. 成果目標④の上限額</p> <p>勤務間インターバルを新規導入した場合の上限額は、休憩時間数に応じて、下記の表のとおりとなります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">休憩時間数(※6)</th> <th style="background-color: #90EE90;">1企業当たりの上限額(※7)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10時間以上 11時間未満</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>11時間以上</td> <td>170万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※6) 事業実施計画で指定した事業場へ導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。 (※7) 勤務間インターバルを採用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長のみの場合は、上記の表の1/2が上限額となります。</p> <p>5. 賃金引上げの達成時の加算額 (常時使用する労働者数が30人以下の場合)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">引上げ人数</th> <th style="background-color: #90EE90;">1～3人</th> <th style="background-color: #90EE90;">4～6人</th> <th style="background-color: #90EE90;">7～10人</th> <th style="background-color: #90EE90;">11人～30人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3%以上引上げ</td> <td>30万円</td> <td>60万円</td> <td>100万円</td> <td>1人当たり10万円(上限300万円)</td> </tr> <tr> <td>5%以上引上げ</td> <td>48万円</td> <td>96万円</td> <td>160万円</td> <td>1人当たり16万円(上限480万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(常時使用する労働者数が30人を超える場合)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">引上げ人数</th> <th style="background-color: #90EE90;">1～3人</th> <th style="background-color: #90EE90;">4～6人</th> <th style="background-color: #90EE90;">7～10人</th> <th style="background-color: #90EE90;">11人～30人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3%以上引上げ</td> <td>15万円</td> <td>30万円</td> <td>50万円</td> <td>1人当たり5万円(上限150万円)</td> </tr> <tr> <td>5%以上引上げ</td> <td>24万円</td> <td>48万円</td> <td>80万円</td> <td>1人当たり8万円(上限240万円)</td> </tr> </tbody> </table>	事業実施前の設定時間数	事業実施後の設定時間数	助成額	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場	250万円	時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月60時間以下に設定	200万円	時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月60時間以下に設定	—	150万円	休憩時間数(※6)	1企業当たりの上限額(※7)	10時間以上 11時間未満	150万円	11時間以上	170万円	引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人	3%以上引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円(上限300万円)	5%以上引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円(上限480万円)	引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人	3%以上引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円(上限150万円)	5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)
事業実施前の設定時間数	事業実施後の設定時間数	助成額																																															
現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場	250万円																																															
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月60時間以下に設定	200万円																																															
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月60時間以下に設定	—	150万円																																															
休憩時間数(※6)	1企業当たりの上限額(※7)																																																
10時間以上 11時間未満	150万円																																																
11時間以上	170万円																																																
引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人																																													
3%以上引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円(上限300万円)																																													
5%以上引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円(上限480万円)																																													
引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人																																													
3%以上引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円(上限150万円)																																													
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)																																													
<p><b>助成対象となる取組</b> ～いずれか1つ以上を実施～</p> <p>① 労務管理担当者に対する研修(※2)</p> <p>② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発</p> <p>③ 外部専門家によるコンサルティング</p> <p>④ 就業規則・労使協定の作成・変更</p> <p>⑤ 人材確保に向けた取組</p> <p>⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)</p> <p>⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※3)</p> <p>※2) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。 ※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。</p>	<p><b>成果目標</b></p> <p>以下の「成果目標」の達成を目指して取組を実施してください(※4)。</p> <p>① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を削減させること。 ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定 ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定</p> <p>② 年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること。</p> <p>③ 時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ、交付要綱で規定する特別休暇(病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇)のいずれか1つ以上を新たに導入すること。</p> <p>④ 10時間以上の勤務間インターバルを導入すること。(新規導入、適用範囲の拡大、時間延長)</p> <p>(※4) 上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引上げを行うことを成果目標に加えることができます。</p>																																																



# 道路貨物運送業・道路旅客運送業に関する 働き方改革推進支援助成金の活用事例（R3～R5）

## 助成対象：デジタコ

（道路貨物運送業）

チャート紙から運行状況を読み取って運行記録を作成・集計を行っていたが、事業規模の拡大に伴いそれが難しくなってきたことから、デジタコ（デジタル式運行記録計）を導入して自動化を図ることにしたものの。

ドライバーの運転日報作成の時間については、1か月あたり5時間程度削減。  
労務管理担当者の集計時間については、1月あたり10時間程度削減。

## 助成対象：洗車機

（道路貨物運送業）

2日に1回の頻度で洗車をしているところ、洗車はドライバーが手作業で行っており時間を要していたことから、洗車機を導入して作業の機械化を図ることにしたものの。

1回あたりの作業時間を40分削減（1か月では、ドライバー1人につき7時間削減）。

## 助成対象：フォークリフト

（道路貨物運送業）

建築資材を運搬するに当たって拠点内の倉庫で資材を保管することがあるが、資材の入出庫等をフォークリフト1台で行っており時間を要していたことから、作業効率を向上させるためフォークリフトの台数を増やすことにしたものの。

作業量が多い場合にはフォークリフト2台で作業できるようになったことで、入出庫1回当たりの作業時間を15%削減。

## 助成対象：勤怠管理システム

（道路旅客運送業（ハイヤー、タクシー））

時間外労働をリアルタイムで把握し、時間外労働の時間数を踏まえた配車ができるよう、勤怠管理システムを改修して時間外・休日労働を自動的に集計できる機能を追加することにしたものの。

時間外労働の多かったドライバーについては、1か月あたりの時間外労働を20～30時間削減。

# 働き方改革推進支援センター

## 働き方改革推進支援センターの取組

- 就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』に関連する様々なご相談に総合的に対応し、支援することを目的として、全国47都道府県に設置。

### 埼玉働き方改革推進支援センター

以下の4つの取組をワンストップで支援します。

**長時間労働の是正**

**同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善**

**生産性向上による賃金引上げ**

**人手不足の解消に向けた雇用管理改善**

例えば、以下のようなことを総合的に検討して支援！

- ・弾力的な労働時間制度
- ・業種に応じた業務プロセス等の見直し方法
- ・利用できる国の助成金

働き方改革推進支援センター  
(47都道府県に設置)

出張所

商工会議所・商工会、中央会等で、セミナーの開催や出張相談会を実施

電話・メール、来所による相談  
(労働時間制度、賃金制度等に関する一般的な相談)

地域の商工会議所・商工会等

身近な場所での、セミナーや出張相談会への参加

ご希望に応じて、労務管理・企業経営等の専門家が企業への個別訪問によりコンサルティングを実施  
(就業規則や賃金制度等の見直し、労働時間短縮 など)

中小企業等

令和5年度 埼玉労働局委託事業  
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

事業主、  
労務担当者様

ぜひ

秘密  
厳守

相談・  
専門家派遣  
無料

専門家にご相談  
ください!  
(社会保険労務士等)

取組みはお済みですか？

- 生産性向上による賃金引き上げ
- 同一労働同一賃金
- 残業60時間超の割増賃金率引き上げ
- 育児・介護休業法改正
- パワーハラスメント防止措置
- 時間外労働の上限規制
- 年5日の年次有給休暇の確実な取得



ご都合に合わせた  
相談方法が選べる!

相談方法

- 1 訪問コンサルティング
- 2 オンラインコンサルティング
- 3 電話・メール・来所

オンラインでの  
ご相談にも対応可能

「埼玉働き方改革推進支援センター」では、働き方改革関連法の内容にとどまらず、令和3年6月に改正された育児・介護休業法、男性の育児休業取得促進、仕事と育児や介護の両立支援、不妊治療と仕事との両立、職場におけるハラスメント防止措置、良質なテレワーク、多様な正社員制度、兼業・副業など多様な働き方の実現に向け、働き方改革を進める魅力ある企業に人材が集まるように支援を行います。

埼玉働き方改革推進支援センター

TEL 0120-729-055

受付時間 平日9:00~17:00

住所 〒330-0843

さいたま市大宮区吉敷町1-103 大宮大塚ビル404

MAIL hk11@mb.langate.co.jp

FAX 048-729-5783

URL <https://hatarakikatatakaikaku.mhlw.go.jp/>

相談・セミナー情報詳細は、  
ホームページをご覧ください。

働き方改革 埼玉

検索

